

令和7年度 事業系一般廃棄物減量計画書

ごみの種類	発生予定量 a [kg／年]	処 理 区 分				減量化率 b/a×100 [%]
		資源として処理		燃えるごみとして処分		
		資源化量 b [kg／年]	処理業者名 (注2)	処分量 (注3) c=a-b [kg／年]	処理業者名 (注2)	
下記に計上しない燃えるごみ (注1)	11,000			11,000	(注5)	
段ボール	2,000	2,000	◎◎リサイクル社	0		100.0
新聞紙・チラシ	2,000	2,000	◎◎リサイクル社	0		100.0
雑誌・カタログ類	1,000	1,000	◎◎リサイクル社	0		100.0
コピー紙・OA用紙 事務用紙						
紙製容器包装物	1,000	700	環境センター	300	環境センター	70.0
封筒類						
その他の紙類						
機密文書類	1,000	1,000	△△製紙	0		100.0
シュレッダー物	100	100		0		100.0
生ごみ(厨芥類)	1,000	800	生ごみ処理機	200	環境センター	80.0
剪定枝葉くず・ 草木類のごみ	0			0		
ペットボトル	0		環境センター			
プラスチック製 包装容器	0		環境センター			
その他(ビン)	0		環境センター			
その他(缶類)	0		環境センター			
合計 (A)	19,100	7,600	*	11,500	*	39.8

注1 「下記に計上しない燃えるごみ」は、紙くず・汚れたプラ製包装・生ごみ等の分別していない燃えるごみをいいます。

注2 「処理業者名」は、中間処理、リサイクル、最終処分事業所などです（収集運搬業者ではありません）
直接又は収集業者への委託により「八代市環境センター」へ搬入している場合は、「環境センター」と記入してください。

注3 処分量が年間10kgに満たない品目は、処理業者名欄のみ記入してください。

注4 環境センターへ持ち込む（予定）量を記入してください。

事業所から排出されるペットボトル、プラスチック製包装容器、その他(びん、缶類、ガラス、陶磁器)は産業廃棄物ですので、原則として環境センターに持ち込むことはできませんが、①従業員が個人で消費したもの、②市民に消費され店頭回収したものについては、例外的に持ち込むことができます。

注5 燃えるごみを地域の集積所へ排出している場合は、「処理業者名」欄を「指定袋」としてください。

参考 燃えるごみの処分量は、以下の重さを参考に算出されても構いません。

・指定ごみ袋（大45ℓ）≒ 8.0kg/袋 ・指定ごみ袋（中30ℓ）≒ 5.3kg/袋

・指定ごみ袋（小15ℓ）≒ 2.7kg/袋

例）週に大袋で6袋を排出する場合…6袋×8.0kg×52週 ≒ 2,496kg/年